

令和5年度決算における健全化判断比率等について

〔 令和6年9月 30日
総 務 局 〕

〔 ※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、毎年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表が必要となっている。 〕

1 健全化判断比率

- 令和5年度決算における健全化判断比率は、いずれも財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を下回っている。

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度決算	—	—	14.4%	195.3%
令和4年度決算	—	—	13.7%	200.4%
(早期健全化基準)	(3.75%)	(8.75%)	(25.0%)	(400.0%)
(財政再生基準)	(5.0%)	(15.0%)	(35.0%)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支は、54億6千7百万円の黒字となり、実質赤字は発生していない。
- 公営企業会計等を含めた連結実質収支は、115億5百万円の黒字となり、連結実質赤字も発生していない。

(単位：百万円)

区 分	実質収支又は 連結実質収支 a	標準財政規模 b	令和4年度 a / b	令和5年度 a / b	備 考
実質赤字比率	R5 : 5,467 (R4 : 9,582)	R5 : 588,218 (R4 : 579,289)	—	—	一般会計等
連結実質赤字比率	R5 : 11,505 (R4 : 44,533)		—	—	一般会計等及び 病院事業などの 公営企業会計等

注 標準財政規模は、標準税収入額等に普通交付税を加算した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)。

(2) 実質公債費比率

- 災害対応のために発行した県債の元利償還金が増加したことなどから、単年度の実質公債費比率は、令和4年度と比べ、0.1ポイント上昇した。この結果、実質公債費比率(3か年平均)は、令和4年度と比べ、0.7ポイント上昇した。

区 分	令和5年度 (令和4年度)	単年度		備 考
		令和5年度	令和4年度	
実質公債費比率	14.4% (13.7%)	令和5年度	14.8%	比率が18%以上となった場合、起債許可団体となる。
		令和4年度	14.7%	
		令和3年度	14.0%	

(3) 将来負担比率

○ 県債残高等の将来負担額が減少するとともに、標準税収入額等の増などにより標準財政規模が拡大したことなどから、将来負担比率は、令和4年度と比べ5.1ポイント低下した。

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度 a	令和5年度 b	増 減	
			b - a	増減率
① 将来負担額	2,606,496	2,584,977	▲21,519	▲0.8
② 充当可能財源等	1,615,156	1,598,419	▲16,737	▲1.0
③ 標準財政規模	579,289	588,218	8,929	1.5
④ 算入公債費等	84,703	83,117	▲1,586	▲1.9
将来負担比率 (① - ②) / (③ - ④)	200.4%	195.3%	▲5.1	—

2 資金不足比率

○ 令和5年度の決算において、全ての会計で資金不足額は発生していない。

(単位：百万円、%)

会 計 名	令和4年度			令和5年度			備 考
	資金 不足額	資金不足 比率	資金剰 余比率	資金 不足額	資金不足 比率	資金剰 余比率	
病院事業会計	—	—	16.1	—	—	9.3	(経営健全化 基準) 資金不足比 率 20.0%
流域下水道事業会計	—	—	25.2	—	—	24.0	
土地造成事業会計	—	—	—	—	—	—	
港湾特別整備事業費特別会計	—	—	—	—	—	—	

注 資金不足額又は資金剰余額がない場合は、「—」を記載している。